

三木市時短営業飲食店取引先支援給付金【第2期分】 支給要領

1 制度の概要

2021年4月以降に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等（以下「対象措置」という。）に伴い、営業時間短縮となった飲食店と直接の取引があることにより、大きな影響を受け、売上が大きく減少している市内の卸売業者などに対し、給付金を支給することにより、2021年の各月における影響を緩和して、事業活動の継続を支援します。

2 支給対象期間 2021年4月から8月の各月（以下「対象月」という。）

3 支給対象者

申請日において次の各号のいずれにも該当する方を対象とします。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。
- (2) 市内に主たる事業所を有する個人または法人であること。
- (3) 2021年4月以降に実施された対象措置に伴い新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給対象飲食店と直接の取引があることにより、対象月の売上が、2019年または2020年の同月と比較して30%以上50%未満減少していること。
- (4) 次に該当しない者であること。
 - ア 支給申請を行う各対象月において、国による緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の支給対象となっている者
 - イ 支給申請を行う各対象月を含む期間において、兵庫県の営業時間短縮要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金または酒類販売事業者支援金の支給対象となっている者
 - ウ 代表者、役員または使用人その他の従業員、構成員等が暴力団員等（三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）である者
 - エ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
 - オ 市税を滞納している者※1

※1 申請の時点で、三木市が課税するすべての税目のうちのいずれかに滞納がある場合は支給対象となりませんのでご注意ください。

参考：「中小企業者」とは下表に該当するものをいいます。

業種分類	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業その他	3億円以下	300人以下

卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

4 給付金の額

2021年4月～8月のうち、要件に該当する月の1か月につき、
 法人の場合には、給付金の金額は、10万円（定額）
 個人の場合には、給付金の金額は、5万円（定額）

5 支給の回数

1事業者につき1回を限度とします。

※但し、既に第1期分を申請された方で、4月以降も要件に該当する場合は、第2期分の申請は可能です。

6 支給までの流れ



7 申請受付期間 令和3年9月1日（水）～令和3年10月29日（金）（消印有効）

8 申請書類

- (1) ①三木市時短営業飲食店取引先支援給付金申請書（様式第1号）
 ②誓約書（様式第2号）
 ③取引先情報一覧（様式第3号）

(2) 添付書類

- ① 市内に事業所を有することを証する書類の写し
 例) 法人：履歴事項全部証明書など
 個人：確定申告書、開業届、営業許可証など
- ② 2019年及び2020年分確定申告書類の写し
 ・法人の場合
 確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の両面の控え
 ・個人の場合
 【青色申告】確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書の1・2面の控え
 【白色申告】確定申告書第一表の控え
 ※確定申告書別表一、確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印（受付日時の印字）されていることが必要です。e-Taxによる申告で受付日時が印字されていない場合は、受信通知（メール詳細）も必要です。
- ③ 2021年4月から8月の各月毎の売上が確認できる書類の写し
 例) 各月の売上台帳、試算表など
- ④ 飲食店との取引内容がわかる書類（納品書、請求書、領収書など）の写し

- ⑤ 履歴事項全部証明書（法人のみ）
- ⑥ 本人確認書類
（個人のみ 運転免許証、健康保険証、住民票のいずれかの写し）
- ⑦ 給付金の受取口座が確認できるもの
（金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できる通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し）
※電子通帳や当座口座で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳などの画面の画像を提出してください。
※振込希望口座の名義人は、申請者と同じ名義人にしてください。法人で申請される場合は法人名義の口座であることが必要です。法人代表者の個人名義の口座では受付できません。
- ⑧ 市内に住所を有しない個人または市内に本社・本店登記を有しない法人の場合、
 - ア 市内の事業所の住所が分かる各種届出、許可証など
 - ・ 許認可証、営業許可証、開業届などのいずれか1点の写し
 - イ 市内での営業実態を証する書類（次のうちいずれか1点以上）
 - ・ 外観及び内観の写真
 - ・ パンフレット
 - ・ ホームページの写し（外観・内観写真、住所、位置図などの分かるページ）
 - ・ 位置図 など
 - ウ 複数の事業所を展開している場合、市内の事業所が主たる事業所であることを証する書類
 - ・ 事業所ごとの売上台帳や試算表など、三木市内の事業所が売上の多くを占めていることを証するもの

(3) 提出していただいた書類は、返却いたしません。

9 申請方法・提出先

〒673-0431

三木市本町2丁目1-18

三木商工会議所内 三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局 宛

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、原則、郵送での提出とし、郵便物の追跡ができる簡易書留やレターパックプラスでの提出をお願いします。

申請書の様式は、三木商工会議所のホームページや市のホームページからダウンロードしてください。なお、三木商工会議所や市商工振興課の窓口でも配布しております。上記のホームページからダウンロードができないなど申請書の様式を入手できない場合は、三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局までご連絡していただければ、郵送での配布も可能です。

三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局

三木商工会議所 TEL 0794-82-3190

1 0 審査

- (1) 提出された申請書類は、書面審査にて審査します。
- (2) 申請書の内容の確認や誤りの訂正、添付書類の確認や不備で申請書記載の電話番号に連絡する場合がありますので、日中に連絡がとれる番号を記載してください。連絡が取れない場合は、不支給決定となることもありうるのでご注意ください。
- (3) 審査の途中経過のお問い合わせには、一切応じかねますので予めご了承ください。
- (4) 審査の結果は、支給決定通知書または不支給決定通知書により通知します。

1 1 給付金の支給決定

- (1) 給付金を支給する場合は、支給決定通知書により通知します。
- (2) 給付金を支給しない場合は、不支給の理由を記載して不支給決定通知書により通知します。

1 2 給付金の支給

申請書記載の振込先に入金します。

1 3 給付金の支給決定の取消等

- (1) 給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合または偽りその他の不正な手段により給付金の支給を受けていたことが判明した場合は、支給決定を取り消すことがあります。
- (2) 支給決定を取り消された方は、期限を定めて、別に指示する方法により支給された給付金の全額を返還していただくこととなりますので、十分にご注意ください。

1 4 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならないので、十分にご注意ください。

1 5 支給要領の一読

給付金の申請をする方は、必ず支給要領を一読していただき、不明な点がございましたら、三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局までお問い合わせください。

※第1期分（対象月1～3月）の申請にあたっては、「第1期分支給要領」をご確認ください。

【提出先及び問合せ先】

三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局（三木商工会議所内）

〒673-0431 三木市本町2丁目1-18

TEL 0794-82-3190 FAX 0794-82-3192

受付：月曜日～金曜日（9時から17時、祝日除く）

令和3年9月1日現在